

※課税事業者の場合は売上高は全て**税抜き**で記入してください。

【別紙②】

① 店舗名 居酒屋 三重県庁 三重A店

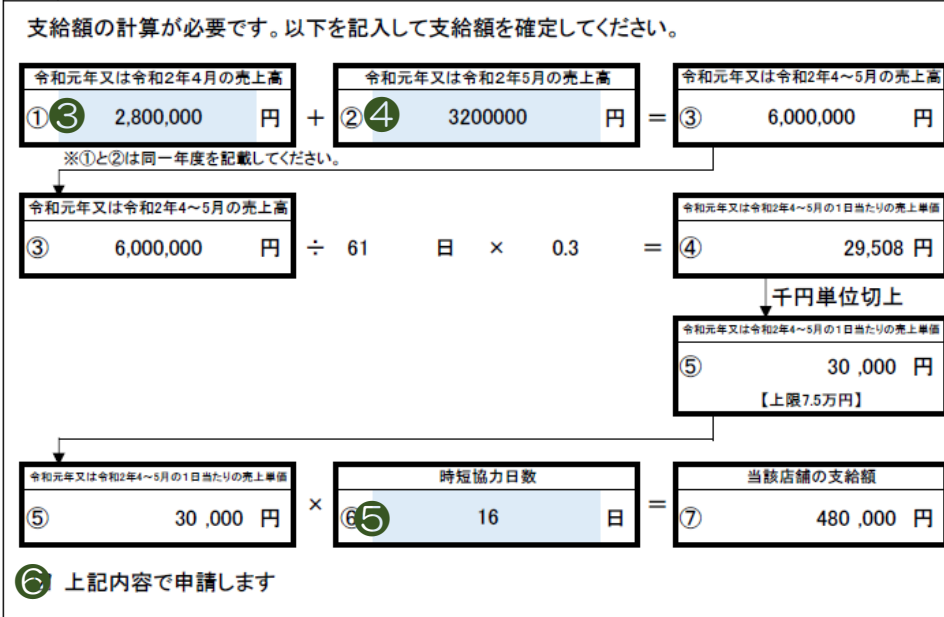
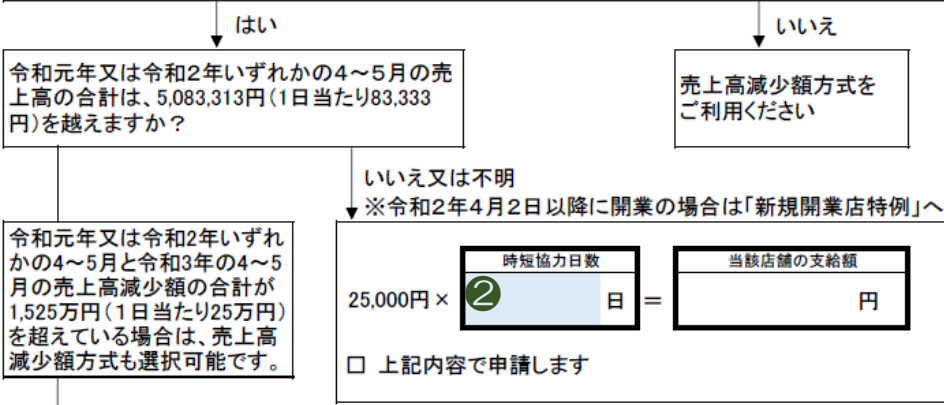
※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。
 ※売上高方式又は売上高減少額方式のいずれかを提出してください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。
 支給額等を必ずご確認のうえ、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

【売上高方式】

中小企業ですか？
 ※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。



※シートには保護がかかっており、色付きのセル及びチェック欄(□)のみ入力可能です。
 ※□のセルで「チェック」と入力して変換すると、□が☑に変わります。

①店舗名
 申請する店舗名を記入してください。

②時短協力日数
 1日あたりの売上高が83,333円を越えない方は時短協力日数を記入してください。

③令和元年又は令和2年4月の売上高
 1日あたりの売上高が83,333円を越える方は記入してください。(課税事業者は税抜き)

④令和元年又は令和2年5月の売上高
 1日あたりの売上高が83,333円を越える方は記入してください。(課税事業者は税抜き)

⑤時短協力日数
 1日あたりの売上高が83,333円を越えない方は時短協力日数を記入してください。

⑥内容チェック
 記載内容に間違いがないか確認のうえ、☑を記入してください。